
社会福祉法人 白蓮福社会

保育所 運営規程

社会福祉法人 白蓮福社会
保育所 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人白蓮福社会（以下「当法人」という。）が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	高陵寺保育園 (コウリョウジホクエン)	白 蓮保育園 (ビャクレンホクエン)
所在地	霧島市溝辺町有川498番地7	霧島市溝辺町竹子866番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 高陵寺・白蓮保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用子ども」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、利用子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 当園は、利用子どもの属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 当園は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

法第19条第1項 第2号及び第3号	利用定員/名	
	高陵寺保育園 (コウリョウジホクエン)	白 蓮保育園 (ビャクレンホクエン)
「2号認定子ども」 満3歳以上の子ども。	4 2	1 1
「3号認定子ども」 1、2歳の子ども	1 2	6
「3号認定子ども」 0歳の子ども	6	3

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示141号)に基づき、乳幼児期から必要かつ不可欠な宗教的情操の涵養を併せて次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- ① 特定教育・保育(第9条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)
- ② 養護と教育の一体的な提供
- ③ 食事の提供
- ④ 子育て家庭に対する支援
- ⑤ 延長保育事業
- ⑥ 一時預かり事業(自主事業)
- ⑦ その他保育に係る行事等

(延長保育)

第5条 当園は、保育標準時間認定子どもについては「7時から18時」まで、保育短時間認定子どもについては「開所時間11時間中の8時間」、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

(一時預かり事業)

第6条 当園は、開所時間7時から19時までの間、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、利用子どもの受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

職名	職務内容	高陵寺保育園	白蓮保育園
園長	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用子どもを全体的に把握し、園務を司る。	1名	1名
主任保育士	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。	1名	1名
保育士	保育士は、保育に専従し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。	配置基準	配置基準
調理員	調理員は、利用子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳以上の幼児食に係る献立を作成し、その献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	配置基準	配置基準

(保育を提供する日)

第8条 保育を提供する日は、以下の日を除く月曜日から土曜日までとする。

- ①日曜日 及び 祝祭日
- ②年末年始（12月29日から1月3日）
- ③年度の切り替わり（3月下旬以降末日までの間のいずれか1日）

(保育を提供する時間)

第9条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- ① 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）
7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- ② 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）
7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担額その他費用の種類)

第10条 当園の特定教育・保育を利用する子どもの支給認定保護者（以下、「保護者」という。）は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

- 2 保護者は、霧島市条例第13条第4項の規定により、別表に掲げる実費を支払うものとする。
- 3 延長保育利用料

定義	第5条規定の保育料
時間帯	①保育時間11時間を超える時間 ②保育時間8時間を超える時間
利用料	保育時間1時間までにつき100円/日
利用料の徴収	所定の書面で、当園に現金納付するものとする

- 4 一時保育利用料

定義	第6条規定の保育料
利用料	0歳児；1時間あたり350円 1歳以上児；1時間あたり300円 0歳児；4時間未満/1200円、4時間以上/1800円 1歳以上児；4時間未満/1000円、4時間以上/1500円 ※給食を利用した際いずれの区分も200円/日
利用料の徴収	所定の書面で、当園に現金納付するものとする

(利用の開始に関する事項)

第11条 当園に入園するときは、霧島市との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当園は、次の場合に保育の提供を終了するものとする。

- ① 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- ② 利用子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

- 第13条 当園及び当園職員は、保育の提供を行っているときに、利用子どもに体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、子どもの保護者等並びに霧島市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 4 当園は、利用子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、その賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成する。
- 2 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
 - 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火等に係る訓練を実施するものとする。
 - 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。
 - 5 計画等の範疇を越えることと判断され、かつ切迫・緊急に安全確保を要す想定外非常災害等発生時の対応に際しては、当該現場指揮者の状況判断・避難・指示に委ねることとする。

(人権擁護・虐待防止のための措置)

- 第15条 当園は、子どもの人権擁護及び虐待防止を図るために、必要な体制を整備し、職員等に対する研修などを実施する。
- 2 当該事象の発見・認知がなされた際には、関係法令等に基づき、速やかに関係諸機関と緊密に

連携し、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- ① 教育・保育の実施に当たっての計画とその記録
- ② 提供した教育・保育に係る提供記録
- ③ 市条例第19条に規定する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
- ④ 保護者からの要望苦情の内容・処置・対応等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(要望・苦情等について)

第17条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する要望苦情等に迅速かつ適切に対応するために、要望苦情等を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の要望苦情等を受付けた場合には、当該内容等を記録する。
- 3 当園は、所管課等からの求めがあった場合は、調査に協力するとともに、所管課等から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な措置をとる。
- 4 当園は、所管課等からの求めがあった場合は、前項の措置内容を所管課等に報告する。

(保育に関する評価等について)

第18条 霧島市条例第45条1項に規定する保育・教育の質の評価を行い、常にその改善に努め、保育・教育の質の向上を目指す。併せて、保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、毎年度行い、保育所自己評価については、その結果を公表する。

- 2 前項同条例第45条2項規定の外部による評価については、努めて受審することとし、その結果公表については、前項の結果公表の際に併せ公表できるものとする。

(「秘密保持及び守秘義務」並びに「情報提供」について)

第19条 当園の職員及び職員であった者は、その業務上知り得た利用子ども又はその保護者及びその家族に関する情報全般を秘密としてこれを保持し、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

- 2 当該情報はすべて、法人の定める規程に基づき取り扱うものとする。
- 3 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報等を提供することについては、その全般及び一部に関わりなく、あらかじめ文書により保護者の同意を得るものとする。

(その他の事項)

第20条 この規定に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、園長がその都度決定する。

(改正)

第21条 この規定を改正するときは、社会福祉法人白蓮福社会役員会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、「霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第20条」に基づき、平成28年3月30日に制定し、平成27年4月1日遡及し実施する。